

社会福祉法人 今寺保育園 役員報酬・旅費規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人今寺保育園の役員及び苦情解決委員会第三者委員の報酬及び旅費等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事並びに評議員をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び苦情解決委員会第三者委員（以下「苦情解決委員」という。）の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会等の出席報酬)

第3条 理事長及び理事が理事会及び業務のため出張する場合並びに今寺保育園の事業に出席したときは、予算の範囲内において別表第1により1日分の報酬を支払うことができる。

(監事の出席報酬)

第4条 監事が監査会、理事会及び業務のため出張する場合並びに今寺保育園の事業に出席したときは、予算の範囲内において別表第1により1日分の報酬を支払うことができる。

(評議員の出席報酬)

第5条 評議員が評議員会及び業務のため出張する場合並びに今寺保育園の事業に出席したときは、予算の範囲内において別表第1により1日分の報酬を支払うことができる。

(苦情解決委員会第三者委員の出席報酬)

第6条 苦情解決委員が苦情解決委員会及び業務のため出張する場合並びに今寺保育園の事業に出席したときは、予算の範囲内において別表第1により1日分の報酬を支払うことができる。

(出席報酬の支給方法)

第7条 出席報酬は原則として年度末に一括して支給する。

(旅費)

第8条 法人役員及び苦情解決委員が業務のため出張する場合は、旅費として交通実費を支給する。なお、業務のため宿泊研修会に参加する場合は、交通実費と宿泊料13,000円を支給する。

2 特別の事情により前項の規定により難しいときは、その事情を考慮し、増額支給をすることができる。

(旅費の支給方法)

第9条 旅費は原則として任務終了後支給するが、必要により出張前に概算額を支給し、帰任後精算する方法によることができる。

(適用除外)

第10条 施設の職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

(改正)

第11条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規定は、平成 25 年 10 月 19 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

この規定は、平成 29 年 6 月 17 日より改定し、同日施行し、遡及して平成 29 年 4 月 1 日より適用とする。

この規定は、令和 2 年 6 月 20 日より改定し、同日施行し、遡及して令和 2 年 4 月 1 日より適用とする。

別表第 1 (日額)

区 分	内 容	報酬 (1 日分)
理事長及び理事	理事会等及び今寺保育園の事業に出席	5, 0 0 0 円
監 事	監査会、理事会等及び今寺保育園の事業に出席	5, 0 0 0 円
評議員	評議員会等及び今寺保育園の事業に出席	5, 0 0 0 円
苦情解決委員	苦情解決委員会、理事会等及び今寺保育園の事業に出席	5, 0 0 0 円